

社会福祉法人大分県社会福祉協議会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、大分県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(事 業)

第 2 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1)から(3)までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達をはかるために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (10) 共同募金事業への協力
- (11) 民生委員・児童委員の連絡・調整
- (12) 日常生活自立支援事業
- (13) 社会福祉事業に関する苦情解決事業
- (14) 福祉サービス評価事業
- (15) 生活福祉資金貸付事業
- (16) 社会福祉事業従事者の福利厚生
- (17) 善意銀行の運営
- (18) ボランティア・市民活動センターの運営
- (19) 大分県社会福祉介護研修センターの管理・経営
- (20) 大分県福祉人材センターの業務の実施
- (21) 大分県介護実習・普及センター運営
- (22) 大分県高齢者総合相談センター運営
- (23) 大分県総合社会福祉センターの設置運営
- (24) 大分県身体障害者福祉センターの管理・経営
- (25) 高齢者の社会活動促進に関する事業
- (26) その他本会の目的達成のため必要な事業

(名 称)

第 3 条 この法人は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会という。
(経営の原則)

第 4 条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的に経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図るものとする。

(事務所の所在地)

第 5 条 この法人の事務所を、大分県大分市大津町 2 丁目 1 番 41 号に置く。

第 2 章 役 員

(役員の数)

第 6 条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理 事 13名

(2) 監 事 2名

2 役員を選任にあたっては、各役員について、その親族その他特殊の関係にある者が、理事のうち 3 名を超えて含まれてはならず、監事のうちにこれらの者が含まれてはならない。

(会長、副会長の選任及び法人の代表権)

第 7 条 この法人に、理事たる会長 1 名、副会長 3 名を置き、理事の互選により選任する。

2 会長は、会務を統括し、この法人を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した副会長が、順次にその職務を代理する。

4 会長、副会長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名した理事が、順次にその職務を代理する。

5 会長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、第 2 項の規定にかかわらず、理事会において選任する他の理事が会長の職務を代理する。

(常務理事)

第 8 条 この法人に常務理事 1 名を置き、理事の中から会長が指名する。

2 常務理事は会長、副会長を補佐し、会長の命を受けて、この法人の常務を処理する。

(役員任期)

第 9 条 役員任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 会長、副会長、常務理事任期は、理事としての在任期間とする。

(役員を選任等)

第 10 条 理事は、評議員会において選任し、会長が委嘱する。

2 監事は、評議員会において選任する。

3 監事は、この法人の理事、評議員、職員及びこれらに類する他の職務を兼任することができない。

(役員報酬等)

第 11 条 役員報酬については、勤務実態に即して支給することとし、役員地位にあることのみによっては、支給しない。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関する規定は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(理事会)

第 12 条 この定款に別段の定めのあるもののほか、この法人の業務の決定は、理事をもって組織する理事会によって行う。ただし、日常の軽易な業務は会長が専決し、これを理事会に報告する。

2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。

3 会長は、理事総数の 3 分の 1 以上の理事又は監事から、会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 1 週間以内にこれを招集しなければならない。

4 理事会は、理事総数の 3 分の 2 以上の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

5 理事会の議事は、法令に特別の定めがある場合及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、理事総数の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 理事会に出席できない理事であらかじめ書面をもって欠席の理由及び理事会に付議された事項についての意思を表示した者は、理事会に出席した者とみなす。

7 理事会の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

8 議長及び理事会において選任した理事 2 名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

(監事による監査)

第 13 条 監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

2 監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会、評議員会及び大分県知事に報告するものとする。

3 監事は、前項に定めるほか、必要があるときは、理事会及び評議員会に出席して意見を述べるものとする。

第 3 章 顧 問

(顧 問)

第 14 条 この法人に顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の業務について会長の諮問に答え又は意見を具申する。

4 任期については、役員任期に準ずる。

第 4 章 評議員及び評議員会

(評議員会)

第 15 条 この法人に、評議員会を置く。

2 評議員会は、27名の評議員をもって組織する。

3 評議員会は、会長が招集する。

4 会長は、評議員総数の3分の1以上の評議員又は監事から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

5 評議員会に議長を置く。

6 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

7 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければその議事を開き、議決することができない。

8 この定款に別段の定めのあるもののほか、評議員会の議事は、評議員総数の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

9 評議員会の決議について、特別の利害関係を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

10 議長及び評議員会において選任した評議員2名は、評議員会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

11 評議員の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。

(評議員会の権限)

第 16 条 この定款に別段の定めのある場合を除くほか、次に掲げる事項については理事会の同意を経て、原則として評議員会の議決を得なければならない。

(1) 予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

(2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

(3) 定款の変更

(4) 合併

(5) 解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条におい

て同じ。)

(6) 解散した場合における残余財産の帰属者の選定

(7) その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項

2 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の資格等)

第 17 条 評議員は、社会福祉事業に関心を持ち、又は学識経験ある者で、この法人の趣旨に賛同して協力する者の中から理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

2 評議員の委嘱に当たっては、各評議員について、その親族その他特殊の関係がある者が3名を超えて含まれてはならない。

3 評議員の選任に関する規程は、別に定める。

(評議員の任期)

第 18 条 評議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠によって就任した評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 章 会 員

(会 員)

第 19 条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

第 6 章 種別協議会及び委員会

(種別協議会及び委員会)

第 20 条 この法人に種別協議会及び委員会を置くことができる。

2 種別協議会又は委員会は、専門的事項について、この法人の運営に参画し、或いは会長の諮問に答え、又は意見を具申する。

3 種別協議会及び委員会に関する規程は、別に定める。

第 7 章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第 21 条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

- (運営適正化委員会の委員の定数)
- 第 22 条 運営適正化委員会の委員は10名とする。
(運営適正化委員会の委員の選任)
- 第 23 条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。
(運営適正化委員会の委員の定数の変更)
- 第 24 条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。
(業務の報告)
- 第 25 条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。
(その他)
- 第 26 条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第 7 章の 2 福祉サービス評価センターおおいた

- (福祉サービス評価センターおおいたの設置)
- 第 26 条の 2 この法人に、第 2 条第 1 4 号に掲げる福祉サービス評価事業を所掌する福祉サービス評価センターおおいた（以下「評価センター」という。）を置く。
(評価センターの運営及び代表委員)
- 第 26 条の 3 評価センターは、会長が委嘱する委員をもって構成する福祉サービス評価委員会（以下「評価委員会」という。）によって運営を行うものとする。
- 2 第 7 条第 2 項の規定にかかわらず、評価センターを代表し評価センターを統括する者として代表委員を置き、委員の互選により定める。
(評価委員会の構成)
- 第 26 条の 4 評価委員会の委員の定数は、4 名とする。
- 2 評価委員会の委員は、公正・中立的な立場にあり、かつ、学識経験のある者又は第三者福祉サービス評価事業に識見を有する者のうちから会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、4 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
(会議)
- 第 26 条の 5 評価委員会の会議は、代表委員が招集し、これを主宰する。
- 2 評価委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 評価委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、代表委員の決するところによる。

(委員の解任)

第 26 条の 6 会長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

2 委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解任されることがない。

(評価調査者)

第 26 条の 7 評価業務に従事する者として、評価センターに評価調査者及び介護サービス情報の公表調査者を置く。

(事務局)

第 26 条の 8 評価センターの事務を処理させるため、評価センターに事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局及び職員に関する必要事項は、会長が別に定める。

(業務の報告)

第 26 条の 9 評価センターは、その業務の状況及びその成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第 26 条の 10 評価センターの運営については、この定款に定めのあるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

第 8 章 事務局及び職員

(事務局及び職員)

第 27 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 この法人に、事務局長を1名置くほか、職員若干名を置き、会長が任免する。

3 事務局及び職員に関する規程は、別に定める。

第 9 章 資産及び会計

(資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 現金 15,000,000円

(2) 建物 大分市大津町2丁目1番41号に所在する
鉄筋コンクリート造
地下1階地上4階建

総合社会福祉センター 1 棟 (延面積 3,000.43㎡)

- 3 運用財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を経て、大分県知事の承認を得なければならない。

ただし、独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合には、大分県知事の承認は必要としない。

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、会長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、管理するものとする。

(特別会計)

第 31 条 この法人は、特別会計を設けることができる。

(予算)

第 32 条 この法人の予算は、毎会計年度開始前に会長において編成し、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

(決算)

第 33 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、毎会計年度終了後 2 月以内に会長において作成し、監事の監査を経てから、理事会の認定を得、評議員会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた書類及びこれに関する監事の意見を記載した書面については、各事務所に備えて置くとともに、この法人の会員及びこの法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 会計の決算上繰越金を生じたときは、次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合には、その全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 34 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計処理等)

第 35 条 この法人の会計処理状況は、常に明確にしておかなければならない。

- 2 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めるもの

のほか、理事会において定める経理規定により処理する。

(臨機の措置)

第 36 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決を得なければならない。

第 10 章 公益を目的とする事業

(種別及び運営管理)

第 37 条 この法人は社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 大分県総合社会福祉センターの運営

(2) 福祉サービス評価事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第 38 条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第 11 章 解散及び合併

(解 散)

第 39 条 この法人は、社会福祉法第46条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

2 社会福祉法第46条第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定する解散をする場合には、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、大分県知事の認可又は認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第 40 条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(合 併)

第 41 条 合併しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、大分県知事の認可を受けなければならない。

第 12 章 定款の変更

(定款の変更)

第 42 条 この定款の変更をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得、評議員会の議決により、大分県知事の認可

(社会福祉法第43条第1項に規定する厚生労働省令に定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大分県知事に届け出なければならない。

第 13 章 公告の方法、その他

(公告の方法)

第 43 条 この法人の公告は、社会福祉法人大分県社会福祉協議会の掲示場に掲示するとともに、官報又は新聞及びこの法人の機関誌に掲載して行う。

(施行細則)

第 44 条 この定款の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を得て定める。

附 則

本会設立当初の会長、副会長、理事及び監事は、次のとおりとする。

但し、本定款第2章に定める役員が就任するまでとする。

会 長 (理事)	加 藤 初 夫						
副会長 (理事)	首 藤 卓 美						
理 事	荒 金 啓 治	河 越 順 市					
	大 津 和 夫	木 南 宗 重					
	矢 野 六 七 吉	岩 久 ツ ナ					
	宇 藤 伊 太 郎	大 塚 基 比 古					
	林 アキエ						
監 事	猪 原 関 治 郎	帆 足 琢 磨					

附 則

この定款は、昭和29年6月14日から施行する。

附 則

この定款は、昭和30年10月25日から施行する。

附 則

この定款は、昭和33年4月11日から施行する。

附 則

この定款は、昭和39年5月19日から施行する。

附 則

この定款は、昭和40年5月26日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、昭和53年3月30日から施行する。
- 2 本定款第20条第2項の規定による評議員の定数は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、昭和57年5月20日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、昭和61年9月18日から施行する。
- 2 本定款第6条第1項に規定する会長、副会長の選任は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この定款は、昭和62年7月31日から施行する。
- 2 第2条第11号の規定は昭和62年8月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成2年10月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年3月23日から施行する。

附 則

この定款は、平成4年7月14日から施行する。

附 則

この定款は、平成5年7月12日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年3月3日から施行する。

附 則

この定款は、平成7年6月19日から施行する。

附 則

この定款は、平成10年5月28日から施行する。

附 則

- 1 この定款の一部改正は、平成13年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この定款の一部改正による改正後の定款（以下「改正後の定款」

という。) 第7条第1項の規定は、施行日後最初に行われる会長及び副会長の選任から適用する。

3 施行日において現に就任している役員の任期は、改正後の定款第9条第1項の規定にかかわらず、平成14年3月31日までとする。

附 則
この定款は、平成14年3月29日から施行する。

附 則
この定款は、平成16年3月31日から施行する。

附 則
この定款は、平成17年2月17日（大分県知事の認可のあった日）から施行する。

附 則
この定款は、平成18年4月1日から施行する。

附 則
この定款は、平成18年6月23日（大分県知事の認可のあった日）から施行する。

附 則
この定款は、平成20年4月25日（大分県知事の認可のあった日）から施行する。

附 則
この定款は、平成23年5月24日（大分県知事の認可のあった日）から施行する。